

「約款・規定集（法人のお客さま用）」の新旧対照表

2024年9月

2024年10月1日を効力発生日として次のとおり証券取引約款を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
証券取引約款	
第12章 雑則	
<p>第106条の2(お客さま情報の提供)</p> <p>(1)当社は、当社グループのグローバル・ネットワークを活用し、お客さまの資産運用等のニーズに即した最良・最適な商品・サービスを総合的に研究・開発・案内・提供するため、以下のお客さまの情報を当社および株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）の海外拠点（当社が指定する会社に限りません。以下同じ。）に提供することがあります。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(2)上記(1)に規定する当社およびSMFGの海外拠点とは、当社およびSMFGの海外に所在するグループ会社のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の定義に該当する子会社および関連会社をいいます。当社からお客さまの情報を提供する当社およびSMFGの海外拠点（国内の子会社および関連会社の海外支店・駐在員事務所等の海外拠点は含みません。）の個別の社名および所在地は当社ホームページ（https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/）において開示します。</p> <p>(3)（省略）</p> <p>(4)お客さまの情報に含まれる個人情報がある場合、当社は、当該個人情報の当社およびSMFGの海外拠点への提供については、上記(1)および(3)の規定によらず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・ガイドラインに従い取り扱うものとします。</p> <p>(5)（省略）</p>	<p>第106条の2(お客さま情報の提供)</p> <p>(1)当社は、当社グループのグローバル・ネットワークを活用し、お客さまの資産運用等のニーズに即した最良・最適な商品・サービスを総合的に研究・開発・案内・提供するため、以下のお客さまの情報を当社の海外拠点、SMBCバンクEUおよびSMBCバンクインターナショナルに提供することがあります。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(2)上記(1)に規定する当社の海外拠点とは、当社の海外に所在するグループ会社のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の定義に該当する子会社および関連会社をいいます。当社からお客さまの情報を提供する当社の海外拠点（国内の子会社および関連会社の海外支店・駐在員事務所等の海外拠点は含みません。）の個別の社名および所在地は当社ホームページ（https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/subsidiary.html）において開示します。</p> <p>(3)（省略）</p> <p>(4)お客さまの情報に含まれる個人情報がある場合、当該個人情報の当社の海外拠点、SMBCバンクEUおよびSMBCバンクインターナショナルへの提供については、上記(1)および(3)の規定によらず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・ガイドラインに従い取り扱うものとします。</p> <p>(5)（省略）</p>
2024年10月1日改定	2024年4月1日改定

(注) 2024年10月1日の効力発生日時点において改定後の第106条の2の規定に基づき当社から法人のお客さまの情報を提供する当社およびSMFGの海外拠点の社名および所在地に関しては、改定直前における当社からの提供先である海外拠点から変更はありません。

最新の「約款・規定集（法人のお客さま用）」に関する情報は、当社HP（<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>）においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→

